

資料編

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法 P27
2. 大和町空家等対策協議会条例 P32
3. 大和町空家等対策協議会 委員名簿 P34
4. 関係団体相談窓口一覧 P35
5. 計画策定の経過 P41

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法

平成 26 年 11 月 27 日
法律第 127 号

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 大和町空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。以下同じ。）の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、大和町空家等対策協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次に各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空家等」 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 「特定空家等」 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項
- (3) その他空家等の対策に関して必要な事項

(組織等)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 法務、不動産、建築、文化等に関する学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

4 会長は、必要と認められるときは、会議に委員以外のものの出席を求め、その説明又は意見を述べさせることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 前条第4項の規定により会議に出席を求められた者は、協議会で知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、町民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大和町条例第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

3. 大和町空家等対策協議会 委員名簿

(令和4(2022)年時点)

No.	選出区分	機関名	役職等	氏名	備考
1	市町村長	大和町	町長	浅野 元	会長
2	地域住民	大和町消防団	団長	君ヶ袋 真平	副会長
3		大和町区長会	会長	若生 昇	
4	法務	仙台法務局	次席登記官	若菜 博紀	
5		宮城県司法書士会	司法書士	小沼 善太郎	
6		大和警察署	生活安全課長	林 健司	
7	不動産	全日本不動産協会 宮城県本部	理事	佐藤 勉	
8	建築	宮城県建築士会	月建築設計室	高田 洋文	
9		宮城県土木部住宅課	総括課長補佐	岩崎 力久	
10	文化等	宮城大学 事業構想学群	准教授	小地沢 将之	

4. 関係団体相談窓口一覧

団体名	宮城県解体工事業協同組合
対応可能な相談内容	解体工事業者のご紹介 ※解体に係る費用は建築物の構造、敷地形状、解体方法等によって異なるのでお答えしかねます。
住 所	仙台市宮城野区東仙台 4 丁目 2 番 76 号 渥美ビル 300 号
電 話	022-292-3455
F A X	022-292-3470
ホームページ	http://www.kaitaigyo-kumiai.jp/index.html
窓口時間	電話相談：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始・夏季休暇を除く） 9：00～17：00

（出典：宮城県空き家等相談対応マニュアル（平成 29 年 3 月版）及び団体ホームページ）

団体名	宮城県行政書士会
対応可能な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相続に関する相談・相続人、所有者不明の調査に関する相談 ・利活用之際して新事業に係る許認可申請手続等に関する相談 ・新会社設立・起業に関する相談 ・各種契約書等文書作成に関する相談 ・所有者・相続人が外国人の場合の相談
住 所	仙台市青葉区国分町 3 丁目 3 番 5 号
電 話	022-261-6768
F A X	022-261-0610
ホームページ	https://www.miyagi-gyosei.or.jp/
窓口時間	10：00～16：00

（出典：宮城県空き家等相談対応マニュアル（平成 29 年 3 月版）及び団体ホームページ）

団体名	宮城県司法書士会
対応可能な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記（相続・売買・贈与等） ・多重債務に関する相談 ・成年後見制度など司法書士による民事一般法律相談 <p>無料面接相談 電話：022-263-6755 月・水・金 14：00～16：00（祝日・年末年始を除く） 電話受付予約：平日 9：00～17：00（年末年始を除く）</p> <p>司法書士紹介 電話：022-263-6755 電話受付：平日 9：00～17：00（年末年始を除く）</p> <p>電話相談 電話：022-221-6870 月・水・金 13：30～16：30（祝日・年末年始を除く）</p>
住 所	仙台市青葉区春日町 8 番 1 号
電 話	022-263-6755
F A X	022-263-6756
ホームページ	https://miyashikai.jp/
窓口時間	<p>電話相談：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始・夏季休暇を除く） 13：00～20：00</p> <p>面接相談：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始・夏季休暇を除く） 14：00～16：00（要予約）</p>

（出典：宮城県空き家等相談対応マニュアル（平成 29 年 3 月版）及び団体ホームページ）

団体名	宮城県土地家屋調査士会
対応可能な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋調査士による不動産の表示に関する登記 ・土地の境界や面積の調査・調査に関する調査 ・土地境界トラブルに関する相談
住 所	仙台市青葉区二日町 18 番 3 号
電 話	022-225-3961
F A X	022-213-8485
ホームページ	https://miyagi-chousashi.jp/
窓口時間	月曜日～金曜日 8：30～17：15

（出典：宮城県空き家等相談対応マニュアル（平成 29 年 3 月版）及び団体ホームページ）

団体名	仙台弁護士会
対応可能な相談内容	相続、債務整理などの法律相談（法律問題全般）
住 所	○仙台弁護士会 仙台市青葉区一番町2丁目9番18号 ○仙台法律相談センター 仙台市青葉区一番町2丁目9番18号 仙台弁護士会館1階
電 話	○仙台弁護士会：022-223-1001（代表） ○仙台法律相談センター：022-223-2383（法律相談）
F A X	022-261-5945
ホームページ	https://senben.org/
窓口時間	○仙台弁護士会 平日 9：00～17：00 ○仙台法律相談センター（事前予約制） 平日 9：00～16：00 土曜 9：30～12：30（定員があります。） 夜間 月曜・木曜 17：30～19：30（定員があります。）

（出典：宮城県空き家等相談対応マニュアル（平成29年3月版）及び団体ホームページ）

団体名	公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会
対応可能な相談内容	・不動産売買、賃貸に関する相談 ・建物診断（インスペクション）に関する相談（不動産売買や賃貸に係る場合に限る） ・空き家等の活用に関する相談
住 所	仙台市青葉区国分町3丁目4番18号
電 話	・022-266-0011（代表） ・無料相談所専用電話：022-266-9807
F A X	022-266-2189
ホームページ	https://www.miyataku.or.jp/cgi-bin/
窓口時間	月曜日～金曜日 9：00～17：00

（出典：宮城県空き家等相談対応マニュアル（平成29年3月版）及び団体ホームページ）

団体名	公益社団法人 全日本不動産協会 宮城県本部
対応可能な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産売買、賃貸に関する相談 ・ 建物診断（インスペクション）に関する相談（不動産売買や賃貸に係る場合に限る） ・ 空き家等の適正管理に関する相談
住 所	仙台市青葉区上杉1丁目4番1号 全日本不動産宮城会館4階
電 話	022-266-3358 不動産無料相談室：022-266-3317
F A X	022-266-3387
ホームページ	https://miyagi.zennichi.or.jp/
窓口時間	月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始・夏季休暇を除く） 10：00～16：00

（出典：宮城県空き家等相談対応マニュアル（平成29年3月版）及び団体ホームページ）

団体名	一般社団法人 宮城県不動産鑑定士協会
対応可能な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の価格水準、売買・交換、鑑定評価、賃料、権利関係、有効利用などに関する相談 ・ 建物診断（インスペクション）に関する相談
住 所	仙台市青葉区二日町6番26号 VIP 仙台二日町208号
電 話	022-265-7641
F A X	022-265-7642
ホームページ	http://miyagi-kanteishi.com/
窓口時間	<p>電話相談：月～金曜日（祝祭日・年末年始・夏季休暇を除く） 9：00～17：00</p> <p>面接相談：原則として毎月最終月曜日（祝祭日等にあたる場合には、前もって電話でご確認ください。） 10：00～12：00、13：00～15：00（要予約）</p>

（出典：宮城県空き家等相談対応マニュアル（平成29年3月版）及び団体ホームページ）

団体名	一般社団法人 宮城県建築士事務所協会
対応可能な相談内容	・住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する相談 ・住宅、土地利用に関する相談
住 所	仙台市青葉区上杉 2 丁目 2 番 40 号
電 話	022-223-7330
F A X	022-223-7319
ホームページ	https://miyajikyo.com/ 【みやぎ建築・住宅相談所】 メールアドレス jimukyoku@miyajikyo.com
窓口時間	月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始・夏季休暇を除く） 9：00～17：00（来所相談は予約制）

（出典：宮城県空き家等相談対応マニュアル（平成 29 年 3 月版）及び団体ホームページ）

団体名	一般社団法人 宮城県建築士会
対応可能な相談内容	・建築に関する相談 ・建物診断（インスペクション）に関する相談
住 所	仙台市宮城野区二十人町 301 番地 3 宮城県建設業国民健康保険組合会館 5 階
電 話	022-298-8037
F A X	022-298-8038
ホームページ	http://www.kenchikushi.or.jp/
窓口時間	○電話相談 水曜日 13：00～16：00（祝祭日・盆休み・年末年始を除く） ○面談での相談 予約制になります。電話で受付を行います。

（出典：宮城県空き家等相談対応マニュアル（平成 29 年 3 月版）及び団体ホームページ）

団体名	一般社団法人 古民家再生協会宮城
対応可能な相談内容	1. 古民家鑑定、古材鑑定 2. 伝統工法の耐震診断、床下インスペクション 3. 解体、古材活用 4. 古材（空き家等）を活用した新築、移築、増改築、リフォーム全般 5. 古民家鑑定の相談 【相談の流れ】 全国古民家再生協会へ問合せ→近くの古民家再生協会を紹介→近くの古民家再生協会から個人へ連絡
住 所	○古民家再生協会宮城 仙台市泉区泉ヶ丘3丁目9番7号 ○全国古民家再生協会 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング9階
電 話	古民家再生協会宮城：022-341-4351 全国古民家再生協会：03-6275-0795
F A X	022-341-4361
ホームページ	https://www.kominka-miyagi.org/
窓口時間	○古民家再生協会宮城 月曜日～金曜日 9：00～18：00 土・日曜日 9：00～15：00 （不在時は留守電にて折り返し対応） ○全国古民家再生協会 10：00～12：00、13：00～16：00（土・日・祝祭日を除く）

（出典：宮城県空き家等相談対応マニュアル（平成29年3月版）及び団体ホームページ）

5. 計画の策定経過

開催日	会議名	内容等
令和4(2022)年 6月28日(火)	第1回 空家等対策 庁内連携会議	(議事) ・大和町空家等対策計画の策定について ・大和町空家等対策計画(素案)について
令和4(2022)年 8月31日(水)	空家等対策 庁内連携会議	(文書照会) ・大和町空家等対策計画(素案)の修正に係る 意見等について
令和4(2022)年 9月21日(水)	第1回 空家等対策 協議会	(委嘱状交付) (会長及び副会長の選出) (説明) ・大和町の空家等の状況について ・大和町空家等対策計画の策定について
令和4(2022)年 11月16日(水)	第2回 空家等対策 協議会	(議事) ・大和町空家等対策計画(案)について
令和5(2023)年 1月25日(水)	第2回 空家等対策 庁内連携会議	(議事) ・大和町空家等対策庁内連携会議設置要綱の 一部改正について ・大和町空家等対策計画の策定について

大和町空家等対策計画

－ 令和4年度から令和8年度まで －

令和5（2023）年2月

大和町町民生活課

〒981-3680 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

電 話 022-345-1117
